

## ○唐津市パブリックコメント手続実施要綱

平成17年9月6日

告示第376号

改正 平成28年1月14日告示第18号

[唐津市パブリックコメント手続実施要綱の一部を改正する要綱第1条による改正]

### (目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定め、市の政策形成過程における公正性及び透明性の向上を図り、もって市民の市政への参画及び開かれた市政の推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) パブリックコメント手続 市の基本的な政策を定める計画及び条例（以下「計画等」という。）を策定し、若しくは制定し、又は改定し、改正し、若しくは廃止する過程において、計画等の目的、内容等を公表し、市民等からの意見、情報及び専門的な知識の提出を求め、これらを考慮し、意思決定を行う手続をいう。

(2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び消防長をいう。

(3) 市民等 市内に在住し、在勤し、若しくは在学する個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する団体のすべてをいう。

### (対象)

第3条 実施機関は、次に掲げる計画等の策定若しくは制定又は改定、改正若しくは廃止（以下「計画等の策定等」という。）に係る案を対象として、この要綱に定めるところによりパブリックコメント手続を行うものとする。

(1) 市の基本的な政策を定める計画及び個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画

- (2) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）
- (3) 市の基本的な制度を定める条例
- (4) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、計画等が次の各号のいずれかに該当する場合には、この要綱に定めるパブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 迅速若しくは緊急に意思決定をする必要がある場合又は軽微なものと認められる場合
- (2) 法令等に同様の手続が定められている場合
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出する場合
- (4) 地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関又はこれに準ずる機関がこの要綱の定めにした手続を経て意思決定した報告、答申等に基づき、実施機関が計画等の策定等を行う場合
- (5) 実施機関の裁量の余地がないと認められる場合  
(公表の時期等)

第4条 実施機関は、計画等の策定等をしようとするときは、当該計画等の最終的な意思決定を行う前に、当該計画等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、併せて次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 計画等の案を作成する際に整理した考え方及び論点
- (3) 計画等の案に対する意見の提出期間及び提出方法
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項  
(公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法によるものとする。ただし、公

表しようとする内容が大量であるときは、当該内容の全体を入手する方法等を明示したうえで、当該内容の一部を省略し、公表することができる。

- (1) 実施機関が指定する場所での閲覧及び配布
  - (2) ホームページ、行政放送又は市の広報紙への掲載等
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法
- (意見の提出)

第6条 意見の提出期間は、おおむね1月を目安とし、市民等が計画等の案について意見を提出するために必要な時間等を考慮して実施機関が定めるものとする。

2 意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール、直接持参等の方法によるものとする。

3 意見を提出する市民等は、原則として住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）を明らかにしなければならない。

(意見等の処理)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を考慮して、計画等の最終的な意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、計画等の最終的な意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及び当該意見に対する実施機関の考え方を公表するものとする。この場合において、当該意見の中に唐津市情報公開条例（平成17年条例第10号）第5条第1項に規定する不開示情報が含まれる場合には、当該意見の全部又は一部を公表しないものとする。

3 前項の場合において、提出された意見に基づき計画等の案を修正したときは、その内容を併せて公表するものとする。

4 第5条の規定は、前2項の規定による公表について準用する。

(構想又は検討段階の手続)

第8条 実施機関は、計画等の構想又は検討段階で市民の意見等を反映させる必要があると認めるときは、この要綱に定めるパブリックコメント手続に準じた手続を行うよう努めるものとする。

(実施状況の公表)

第9条 市長は、この要綱の規定によるパブリックコメント手続を行っている案件の一覧を作成し、公表するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。